

小児慢性特定疾病児童等の自立支援に資する研究
成果報告会

医療ソーシャルワーカーが小慢自立支援員
を活用したくなる構造とは
～福岡県内先行地域における連携実践の分析～

令和8年2月15日
静岡県小慢自立支援員
静岡県立こども病院
医療ソーシャルワーカー
城戸貴史

研究の背景

昨年度の研究

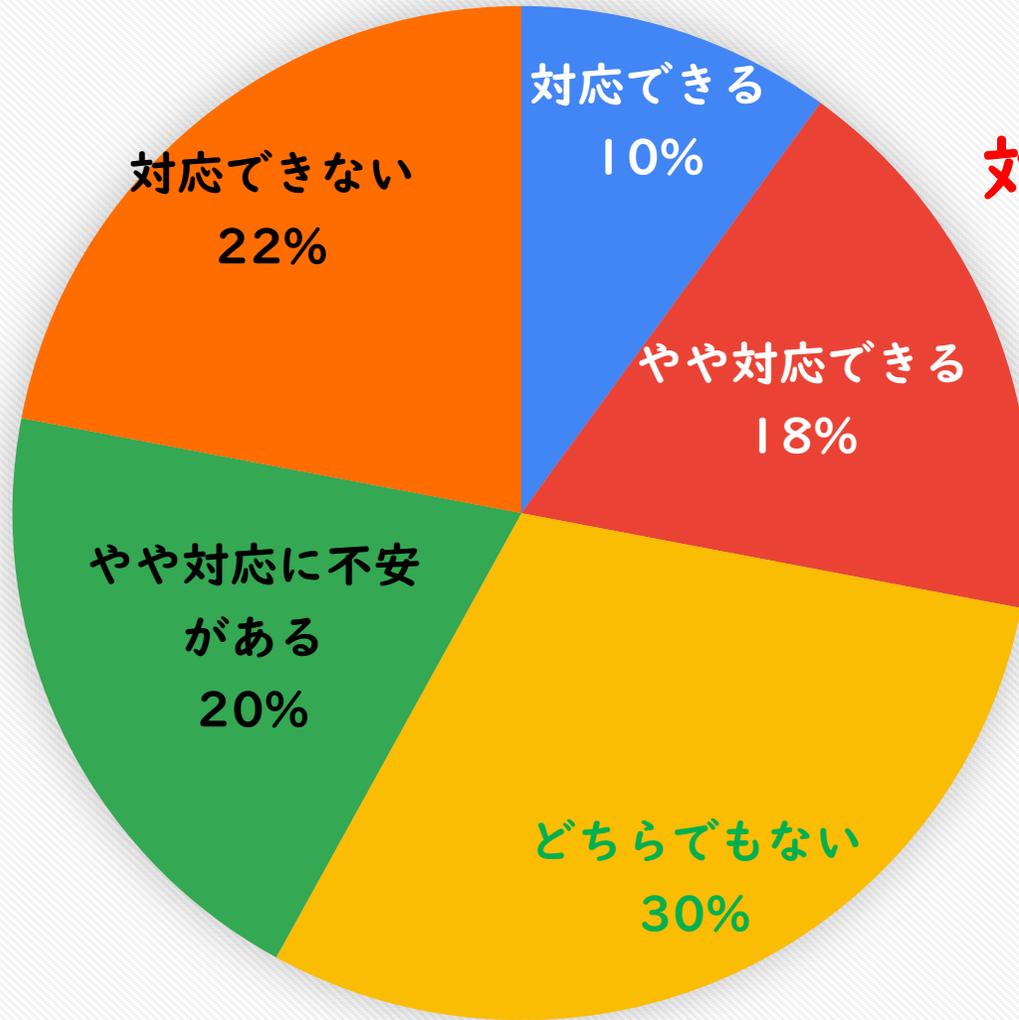
全国の小児科領域の医療ソーシャルワーカー
(395人)に対して、小慢児童とその家族への
支援の実態を調査しました。

そこから見えてきた

小児科領域の 医療ソーシャルワーカーの苦手なもの

苦手
(その1)

(子どもが) 慢性疾病にかかっているが、**民間の医療保険**に入れるかどうか知りたいという相談。



対応できない = 22%

小児MSWの
5人に1人が
「できない」

N = 52

妊娠・出産や育児に伴う生活の相談
突然の病気や障がいに伴う心配事の相談
健康保険制度や**公費**医療費助成制度、福祉制度の案内
育児・介護、福祉サービスの活用
MSWは、**民間サービス**は、**得意ではない。** に関する相談
就労、退職、転職、再就職、生活保護、障害年金、障害者年金、障害者手当、障害者控除、障害者控除の特典、障害者控除の特典の活用に関する相談
療養に伴う家族（きょうだい等）の生活の相談

国立成育医療研究センター「ソーシャルワーカーの紹介」：

https://www.ncchd.go.jp/hospital/support/#support_sec01

(2025年2月7日アクセス)

しかし

民間の医療保険（生命保険）の関する相談は
小慢児童とその家族から非常に多く寄せられている

どうすれば良いの？



2005年、新潟県の患者家族と医師によって設立
小児がん経験者が加入できる保険

ハートリンク共済ホームページ：<https://hartlink.net/hlkyo/wp-content/uploads/2021/03/panf.pdf> (2025年2月15日アクセス)

お客さまの大切な未来のために、最適な生命保険商品をご提案します。



文字サイズ 標準 大 最大

サイト内検索



ご契約者さま

保険をご検討のお客さま

法人のお客さま

知る・楽しむ

大樹生命について

[大樹生命トップ](#) > IBD（炎症性腸疾患）患者の皆さまへのご案内

IBD（炎症性腸疾患）患者の皆さまへのご案内

大樹生命では2007年1月より、一定の条件のもとでIBD患者さまの生命保険への加入が可能になりました。お引き受け実績は**2023年12月までの約17年間で4,893件**となりました。

みんな知っているの？

患者さまに当制度を知っていただけるよう、[NPO法人日本炎症性腸疾患協会（CCFJ）](#)のホームページや『IBDニュース』などを通じて、積極的にご案内しております。

どうして引き受けされているの？

IBDに対する医学・医療の進歩により、IBD患者さまの予後は飛躍的に良くなっており、NPO法人日本炎症性腸疾患協会（CCFJ）の協力で、2007年1月、大樹生命（旧三井生命）が独自の生命保険引き受けノウハウを構築いたしました。

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/ibd/>（2025年2月11日アクセス）

つまり

相談支援事業

相談支援例

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング等



詳細は絵を
クリック
してください



小児慢性特定疾病児童等自立支援員

支援例

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患者個人に対し、地域における各種支援策の活用提案等



詳細は絵を
クリック
してください



努力義務事業

実態把握事業



ex

- ・地域のニーズ把握
課題分析
【第19条の22第2項】

詳細は絵を
クリックしてください

療養生活支援事業



ex

- ・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

詳細は絵を
クリックしてください

相互交流支援事業



ex

- ・患児同志の交流
・ワークショップの開催等
【第19条の22第2項第2号】

詳細は絵を
クリックしてください

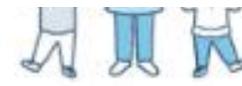
ピア・サポート強化で 対策が見えてくる



ex

- ・職場体験
・就労相談会等
【第19条の22第2項第3号】

詳細は絵を
クリックしてください



ex

- ・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援等
【第19条の22第2項第4号】

詳細は絵を
クリックしてください



ex

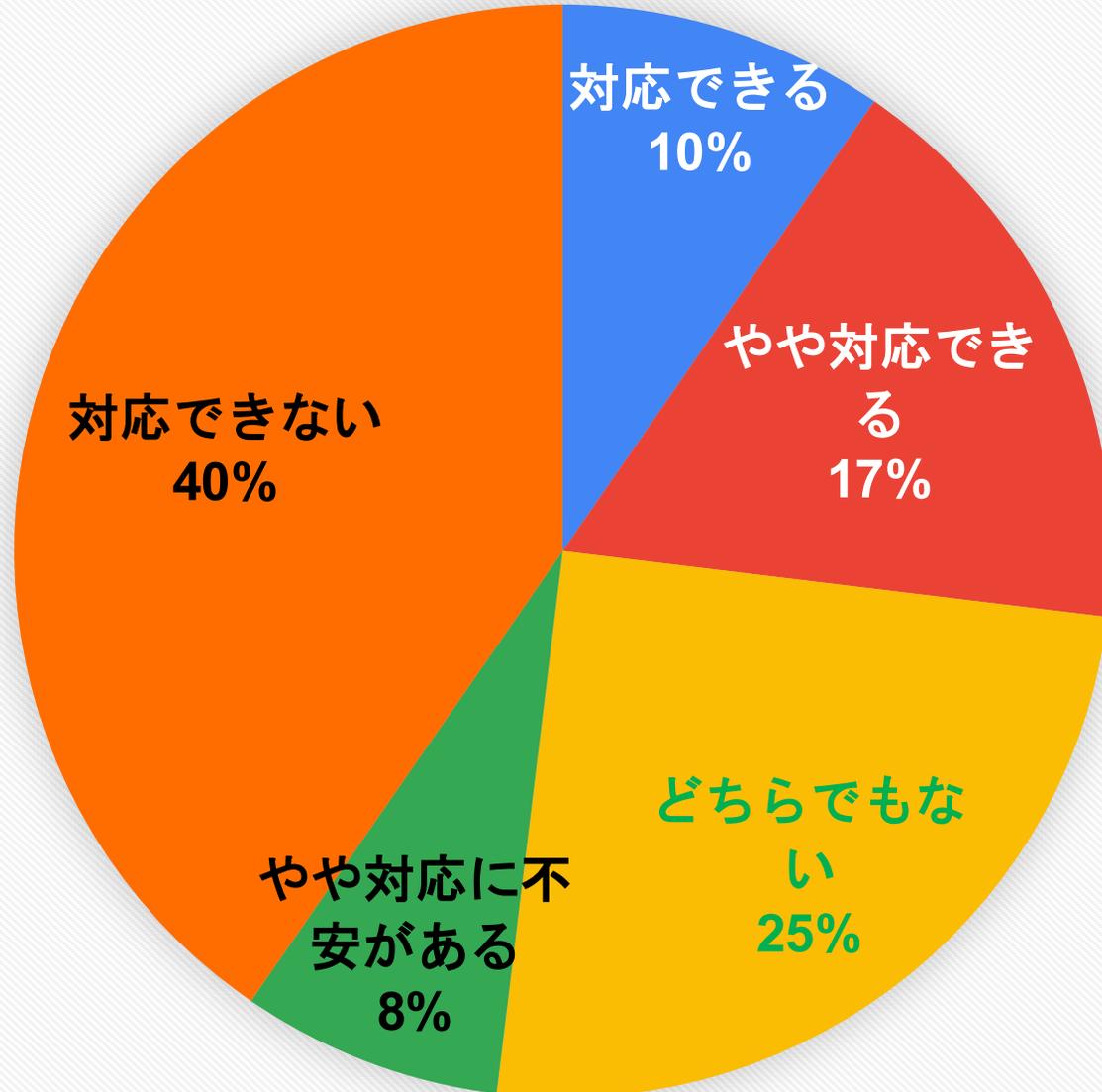
- ・学習支援
・身体づくり支援等
【第19条の22第2項第5号】

詳細は絵を
クリックしてください

苦手 (その2)

アウトリーチ

「子どもの通園している園に、（保護者と）一緒に来園して病状を説明して欲しい」という相談について。

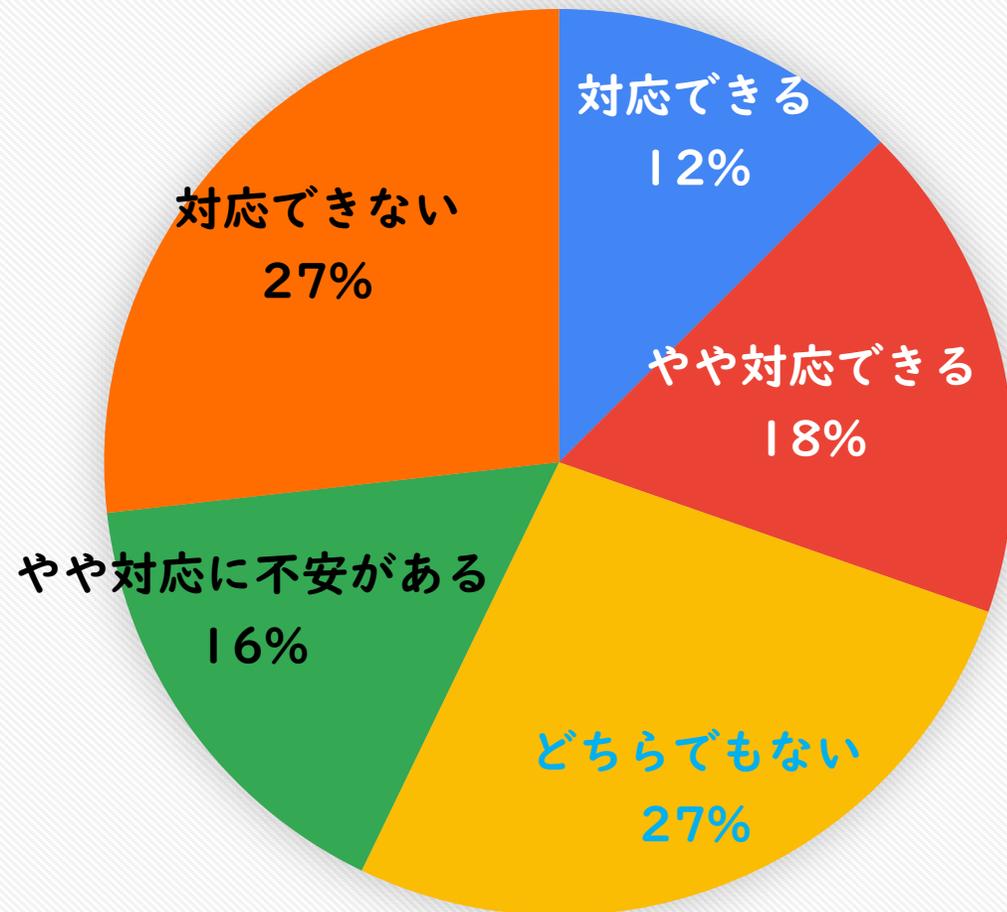


対応できないMSW = 40%

N = 52

「子どものことで学校で話し合いがある。学校に（保護者と）一緒に来て欲しい」という相談。

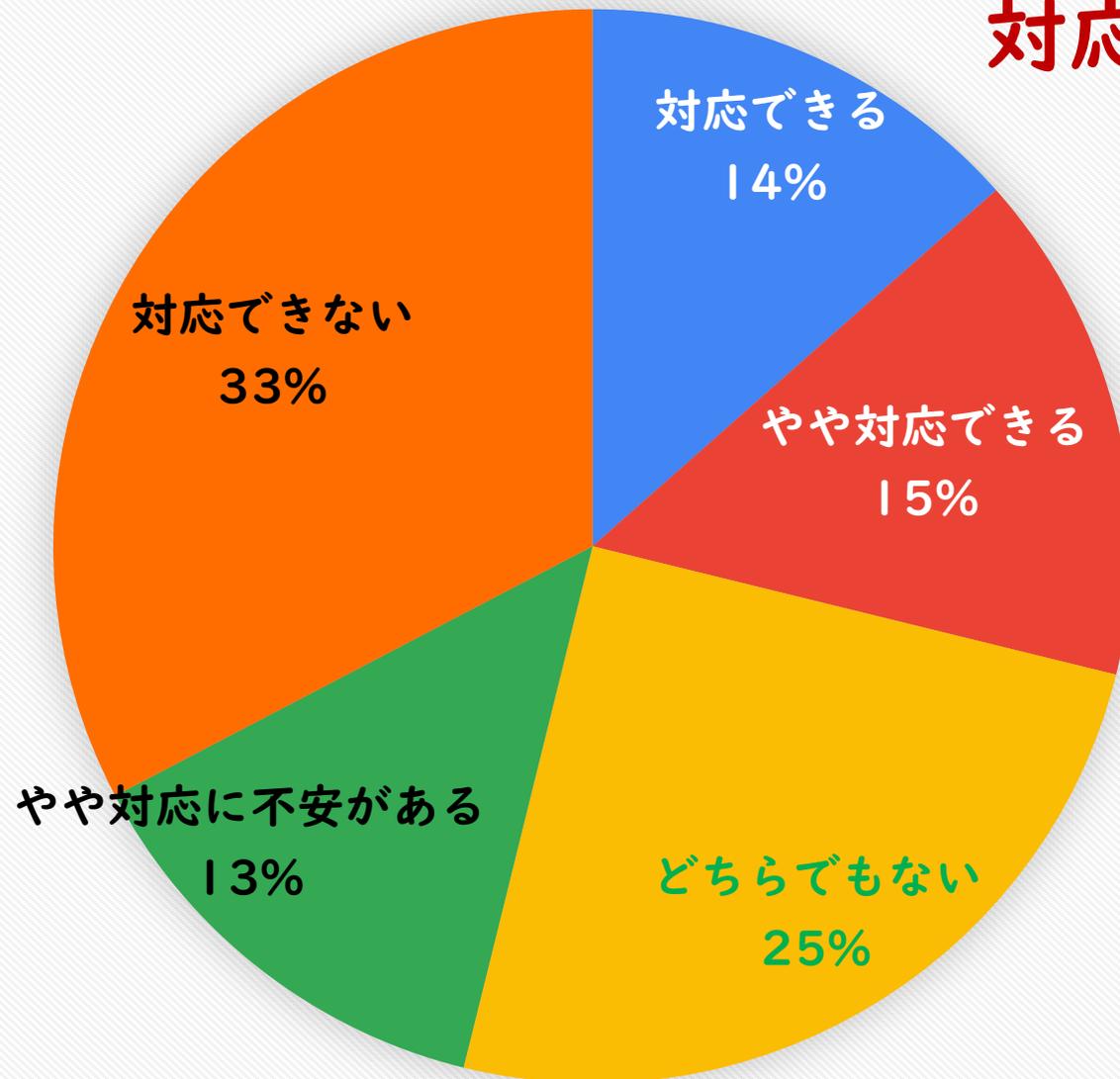
対応できないMSW = 27%



N = 52

本人から「職場での配慮について会社で話し合いがあるので、**同行して欲しい**」という相談。

対応できないMSW = 33%



N = 52

その理由

医療ソーシャルワーカー
が**病院にいる**
ことで算定できる。

入退院支援加算
患者サポート加算
など・・・。



医療ソーシャルワーカーは
病院の外に出づらい

その対策



MSW

就園するところが病気のことを
分かってくれるか心配で・・・。

主治医に園での生活の
配慮を確認しますね。

一緒に園に行きま
しょう!!

自立支援員さんを
紹介します!!



患児・家族



自立支援員

そこで

本年度の研究

医療ソーシャルワーカーと小慢自立支援員が
良好に連携している実践現場を調査・分析し、
連携を成立させる要因を明らかにする。

昨年度の全国調査において、

- ① 小慢自立支援員と日常的に密な連携を行っていること
- ② その連携の実態について調査に協力可能であること

について、全国の医療ソーシャルワーカー**20名**から協力の意思が示されました。

しかし



好事例のご協力を是非!!

自立支援員さんって
相談支援専門員ですね？

医ケアCoのことによね・・・。

MSWさんとは
年1回顔を合わせる程度

コロナ以降、MSWさんには
会っていません（5年前）。



小児MSW



ベテラン自立支援員

北海道から沖縄
まで、ほぼ全滅

唯一



自立支援員と連携してますか？

良く連携してます

MSWさんと連携、密です



小児MSW



自立支援員

福岡

(福岡市&北九州市)

人

本年度の調査にご協力いただいた皆様

○小児科領域のMSW:

九州大学病院、福岡市立こども病院、
国立小倉医療センター

○小慢自立支援員:

福岡県、福岡市、北九州市

○福岡県医療的ケア見支援センター

コーディネーター

先行地域の特徴

(MSWが自立支援員を活用したくなる・
自立支援員が自信を持って支援できる構造)

- ①レスパイトなど努力義務事業を実施
- ②自立支援員として社会福祉士と看護専門職を配置
- ③顔の見える連携体制を構築
- ④事例検討会の定期的な開催

①レスパイトなど努力義務事業を実施

相談支援事業

相談支援例

- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング等



詳細は絵を
クリック
してください



小児慢性特定疾病児童等自立支援員

支援例

- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・患者個人に対し、地域における各種支援策の活用提案等



詳細は絵を
クリック
してください



努力義務事業

実態把握事業



ex

- ・地域のニーズ把握
課題分析
【第19条の22第2項】

詳細は絵を
クリックしてください

療養生活支援事業



ex

- ・レスパイト
【第19条の22第2項第1号】

詳細は絵を
クリックしてください

相互交流支援事業



ex

- ・患児同志の交流
・ワークショップの開催等
【第19条の22第2項第2号】

詳細は絵を
クリックしてください

努力義務事業

- ・レスパイト
- ・ピア・サポート

- ・職場体験
・就労相談会等
【第19条の22第2項第3号】

詳細は絵を
クリックしてください

- ・通院の付き添い支援
・患児のきょうだいへの支援等
【第19条の22第2項第4号】

詳細は絵を
クリックしてください

- ・学習支援
・身体づくり支援等
【第19条の22第2項第5号】

詳細は絵を
クリックしてください

②自立支援員として
社会福祉士と看護専門職を配置

看護専門職・社会福祉士を配置

⇒ 医療と福祉の両輪体制

⇒ 小慢児童を包括的に支援できる体制

③顔の見える連携体制を構築

院内併設モデル (病院内に自立支援員がいる体制)

出張相談モデル
(病院に自立支援員が出張)

決め打ちモデル 【必要時対応】

出張相談モデルから
効率的な体制へ派生

④事例検討会の定期的な開催

福岡県医療的ケア児支援センター
と一緒に

2か月に1回、

センターのコーディネーターと
福岡県内の小慢自立支援員（福岡
県、福岡市、北九州市、久留米
市）が参加する事例検討会を実施
している。

『連携したくなる!!』

～構造の整理～

【制度】

(努力義務事業の実施)



連携が機能
する構造

【人材】

(看護専門職＋社会福祉士)

【フィールド】

(症例検討会・顔の見える体制整備)

まとめ

(他地域での応用可能性)

- ①努力義務事業を一つ以上実施・周知すること
- ②医療ソーシャルワーカーと小慢自立支援員が
顔の見える連携体制を構築すること
- ③小児慢性特定疾病対策地域協議会に
医療ソーシャルワーカーも参加させること

①努力義務事業を一つ以上実施・周知すること

努力義務事業は、 小慢患者とその家族のニーズを反映したもの

⇒ 一つでも行っており、かつ、医療ソーシャルワーカーが
周知していれば、小慢自立支援員を紹介しやすい

実態把握事業	療養生活支援事業	相互交流支援事業	就職支援事業	介護支援事業	その他の自立支援事業
					
ex ・地域のニーズ把握 課題分析 【第19条の22第2項】	ex ・レスパイト 【第19条の22第2項第1号】	ex ・患児同志の交流 ・ワークショップの開催等 【第19条の22第2項第2号】	ex ・職場体験 ・就労相談会等 【第19条の22第2項第3号】	ex ・通院の付き添い支援 ・患児のきょうだいへの支援等 【第19条の22第2項第4号】	ex ・学習支援 ・身体づくり支援等 【第19条の22第2項第5号】
詳細は絵を クリックしてください	詳細は絵を クリックしてください	詳細は絵を クリックしてください	詳細は絵を クリックしてください	詳細は絵を クリックしてください	詳細は絵を クリックしてください

②医療ソーシャルワーカーと小慢自立支援員
が顔の見える連携体制を構築すること

顔の見える連携は回数

1回では始まりません

3回目でやっとお互いの顔を覚えます

繰り返し会うと、
安心感は生まれます。

何度も連携することで
お互いの役割が見えてきます。

③小児慢性特定疾病対策地域協議会に
医療ソーシャルワーカーも
参加させること

小児慢性特定疾病対策地域協議会

MSWが、

- 地域の小慢児童とその家族の
ニーズを把握し、
- 多機関による関わりの実態を理解し、
- 小慢自立支援事業の実施状況

を把握できれば、

実施主体（都道府県等）

教育機関

市町村

医療機関

就労支援機関

小児慢性特定疾病対策地域協議会

(イメージ)

保健所

NPO法人等

移行期支援
Co

小慢自立支援員

ニーズの把握

施策の実行

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病対策地域協議会

MSWが、

- 地域の小慢児童とその家族の
ニーズを把握し、
- 多機関による関わりの実態を理解し、
- 小慢自立支援事業の実施状況

を把握できれば、

小慢自立支援員と連携し、
自信を小慢児童とその家族を
支援できるようにする！！

次年度の研究

自立支援員を兼務している
医療ソーシャルワーカーへの
実態調査（予定）

ご清聴ありがとうございました。

